資料１

会議名称		令和８年度第１回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和８年７月７日（火）　１４時００分から１７時３０分まで
場所		杉並区役所　第３・４委員会室（中棟５階）
出席者	委員	佐藤慶浩会長、内田正人委員、内山誠委員、惠羅明子委員、菊池弘泰委員、 玉井雅俊委員、手島広士委員、堀裕一委員、奥山たえこ委員、小林ゆみ委員、 富田たく委員、堀部やすし委員、安田マリ委員、 浅見雄輔委員、福内惠子委員、 鈴木ちづる委員（オンライン参加）、加藤隆之委員（オンライン参加）
	実施機関	木下人事課長、高林区民課長、岡本杉並福祉事務所長（生活自立支援担当課長兼務）、 土方保健予防課長、大石保健サービス課長、 田森子ども家庭部管理課長、門倉地域子育て支援課長、 髙木教育人事・指導課長
	事務局	藤山区政イノベーション担当部長、石河内情報管理課長、 眞鍋デジタル戦略担当課長、齊藤情報システム担当課長
傍聴者		０名
配布資料	事前	・資料１ 令和７年度第４回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・資料２ 令和８年度第１回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表）
	当日	・会議次第 ・諮問文（写） ・答申文（案） ・杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（令和８年７月６日時点）

【会議内容】

１　開会
２　審議会委員自己紹介、事務局職員自己紹介
３　令和７年度第４回審議会 会議録の確定について…資料１
４　令和８年度第１回審議会 報告・諮問事項について…資料２
５　一般報告
６　その他
７　閉会

【報告・諮問事項審議結果一覧】

報告第1号	個人情報の保護に関する法律第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
報告第2号	令和７年度　中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第3号	令和７年度　小型電子計算組織利用状況報告について	報告了承
報告第4号	令和７年度　杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第5号	令和７年度　杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
諮問第1号	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について	―
諮問第2号	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について	―
一般報告	令和8年度 住民基本台帳ネットワークシステム等業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承
諮問第3号	「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の改正について	決定
一般報告	杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について（報告）	報告了承
一般報告	メール送信時の宛先誤設定について	報告了承
一般報告	区職員による個人情報の不正閲覧について	報告了承

会長	本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより「令和８年度第１回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。 初めに、事務局職員について事務局からお知らせ願います。
区政イノベーション担当部長	今年度最初ということですので、事務局の自己紹介をさせていただきます。私、区政イノベーション担当部長の藤山健次郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、情報管理課長、石河内賢でございます。デジタル戦略担当課長、眞鍋稔晴でございます。情報システム担当課長は今年度、新たに着任をしました齊藤智大でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	続いて、委員の交代について事務局からお知らせをお願いします。
情報管理課長	ただいま、会長からお話がありましたとおり、複数名の委員の交代がありました。新委員の皆様には委嘱状を席上に配布しておりますので、御確認いただければと思います。オンラインで参加の新委員におかれましては、後日、委嘱状を郵送させていただきます。 また、審議会委員名簿を席上に置いております。新委員のお名前を名簿の記載順にお呼びいたしますので、一言頂戴できればと思います。推薦団体あるいは御所属とお名前程度で結構でございます。玉井雅俊委員はまだお見えになっていないようなので、続きまして、オンラインで御参加いただいております鈴木ちづる委員、聞こえますか。よろしくお願いいたします。
鈴木ちづる委員	鈴木です。よろしくお願いいたします。
情報管理課長	ありがとうございます。富田たく委員、お願いいたします。
富田たく委員	共産党の富田たくです。よろしくお願いいたします。
情報管理課長	ありがとうございます。玉井委員は後ほどお越しになりましたら、一言いただきます。新委員の皆様、どうもありがとうございました。
会長	続いて、連絡事項について事務局からお知らせ願います。
情報管理課長	本日の会議の連絡事項をお伝えします。本日の会議におきましても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は鈴木委員、加藤委員がオンラインで御参加されております。 次に、本日の会議につきまして、宇田川委員、橋本委員から欠席される旨の御連絡がありました。また、玉井委員は御連絡を頂いていないのですが、遅れていらっしゃいます。 続けて、審議会進行に当たっての留意点について御説明いたします。会議開始前に審議会進行の留意点を確認させていただきますが、発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから発言をお願いします。また、お名前を名乗った上で発言を行ってください。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にしていただくようお願いいたします。以上でございます。

会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、資料１の令和７年度第４回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますか。
情報管理課長	資料送付の際にも御案内いたしましたが、報告第８号において、委員からの御質問に事務局がその場でお答えできなかった事項がありましたので、説明を追記しております。該当箇所は 12 ページです。 また、一般報告の質疑において、漏えいメールアドレスのうち、メールアドレス単体で本人を識別できるものは 100 件に至らないことから、個人情報保護委員会の報告を行っていないことを御説明いたしました。審議会後に、委員からの御指摘も踏まえ本件について改めて整理を行った結果、メールアドレス単体では本人の識別はできないものの、区内部においては他の情報と照合することにより本人を識別することができるという状況に鑑みて、令和８年３月 24 日に個人情報保護委員会に本件の報告を行いましたので、その旨を追記しております。該当箇所は 19 ページです。 いずれも元の質疑を残した上で説明を追記しております。また、御退任された委員にも内容の確認を依頼しており、内容についての御意見等はございませんでした。以上でございます。
会長	それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見等はございますか。堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	ただいま報告を受けました会議録の 19 ページ、修正の入っている部分です。最初は、メールアドレスの漏えい事件については個人情報保護委員会に報告しないという説明だったものが、翌日、報告することに変更したということですよね。その経緯は何だったのかということと、今の御説明でいくと、今後、仮にメールアドレスが 100 件以上漏えいしても、報告しない場合があり得るというように受け止めたのですが、そういうことなのかどうか。この点だけ確認します。
情報管理課長	前回の審議会で、堀部委員から御指摘を頂いたかと思います。その御質問に対して先ほど申し上げた御説明を行いました。改めて、例えばメールアドレス単体で識別できないとしても 100 件以上のメールアドレスが漏えいしたという事実を受け止めまして、翌日、改めて個人情報保護委員会に報告を行ったというものでございます。今後、同様の事例が起こった場合については、同様の検討をして判断していくことになろうかなと思っています。
堀部やすし委員	同様の検討をして判断するというのはどういうことなのですか。100 件を超えたら原則は報告しないといけないというように受け止めているのですが、例外もあり得るという、そういうことですか。
情報管理課長	今後も、100 件を超えたら原則どおり報告していくことを基本と考えています。

会長	今の事務局の回答ですけれども、照合可能性があるのが 100 件を超えたらという意味ですよね。照合可能性がなければ法律的には報告の義務はないのでしないということでよいでしょうか。それとも、法律の義務はないけれども、杉並区としては個人情報保護委員会には報告するという意味ですか。
情報管理課長	会長の御指摘どおり、照合可能性がある場合が 100 件を超えた場合は当然報告をするということでございます。
会長	今の説明で、区の解釈は伝わりましたか。
堀部やすし委員	区の解釈は分かりました。
会長	個人情報保護委員会への報告は法律に規定があります。法が対象外とするものを個人情報保護委員会に報告した際、受け付けてくれないということはないとは思うのですが。御意見があればお願いします。
堀部やすし委員	行政機関については、個人情報保護委員会の厳しい規制が掛かっていることの確認は取っておきたいということです。ありがとうございます。
区政イノベーション担当部長	すみません、我々の回答が少し曖昧だったかと思います。会長がおっしゃられたとおり、照合できないものについては報告義務がないですが、おおむね行政、学校も含めて、メールアドレスがあるときに、個人情報と結び付いていないメールアドレスを収集しているケースがどのくらいあるかというと、ほぼないという前提に立てば、原則は報告するというのが先の私たちの回答というように受け止めていただければと思います。ですので、このケースにつきましては、ほぼ報告する案件になろうかということで解釈いただければと思います。
会長	念のためですが、照合可能性があったら報告しなければいけなくて、照合可能性がないのであれば報告の義務はないのです。今おっしゃったのは、行政事務の過程で出たものは多分照合可能性が高いだろうということですが、個人情報保護法では、例えばアンケートにおいて、記名式ではなくて、メールアドレスだけ記載してもらったというような場合、メールアドレスそのもので特定の個人を識別できず、かつ他の情報と容易に照合できないものは個人情報には当たらないとしています。このため、メールアドレスの漏えいがあった際には、個人情報に該当するメールアドレスの漏えい件数が法に定める要件に該当していれば報告するということですよね。この点について、確認をしておいてください。ほかに訂正箇所、御意見はありますか。ないようですので、令和７年度第４回の会議録については確定とさせていただきます。 それでは、次第の４に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。区政イノベーション担当部長、諮問文を読み上げてください。
区政イノベーション担当部長	（諮問文を読み上げる。）
会長	区政イノベーション担当部長から諮問文を受けました。それでは、会議

	次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。 初めに報告第１号です。報告第１号、個人情報の保護に関する法律第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の取組状況についての当審議会での取扱いについて、改めて確認します。本件議題については、個別の業務における個人情報の取扱いの是非について審議するのではなく、個人情報の取扱いに関して区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただき、自己点検の取組方法や自己点検に当たり改善すべき点について区に意見するものです。 それでは、報告第１号について事務局から説明をお願いいたします。なお、お手元の資料２の１ページから６ページまでを今回の報告第１号で扱いますので、資料としては資料２の１ページから６ページの所を御覧ください。
情報管理課長	御説明の前に、玉井委員がお見えになりました。玉井委員、一言御挨拶をいただけますでしょうか。
玉井雅俊委員	玉井です。杉並区立中学校PTA協議会から参りました。よろしくお願いいたします。
情報管理課長	（報告１から報告３について説明する。）
会長	一旦ここで切りましょうか。今までの報告１から３に関して、御質問があれば挙手をお願いします。
安田マリ委員	複数あるのですが、一度に全てお伺いしてもよいでしょうか。それとも１件ずつお聞きしたほうがよいでしょうか。
会長	１件ずつにしましょう。
安田マリ委員	最初に、新年度初回ということで、改めて確認させていただきたいのですが、この審議会に出てくる前にある、デジタル・セキュリティ部会について、この部会のメンバーの方について伺いたいのと、この部会開催に関わるスケジュールということで、こちらにお示しいただいていますが、この事前協議１回目、２回目というのはどういった協議をしているのか、メンバーは部会の方ということなのか、その点について伺います。
情報公開調整担当係長	部会のメンバーですが、ここにおります区政イノベーション担当部長を部会長としまして、副部会長として情報管理課長、デジタル戦略担当課長、情報システム担当課長がおります。部会を構成する委員としては、各部の庶務担当課長に加えて、個人情報の取扱いに詳しい職員として部会長が認める者として６名以内で構成するとしております。 続きまして、この事前協議１回目、２回目というのは、部会メンバーの一部と議題の事前共有という形で議題及び点検の概要を協議しています。資料の疑問点や改善点について確認があり、事務局から回答をします。追加で確認すべき点や、自己点検を強化すべき点として意見があったものについては、こういう視点で点検をしてくださいという指摘がありましたということを議題提出課に伝え、資料を精査してもらう。部会当日までに自

	己点検内容、資料内容を精査するための事前の協議という取扱いになっています。
安田マリ委員	部会は委員の方も含めて何名いらっしゃるのかということと、有識者の方はいらっしゃらないのでしょうか。あと、議事録はあるのかどうかということも教えてください。
情報公開調整担当係長	部会のメンバーですが、今申し上げました部会長、副部会長としてこの４名、各部の庶務担当課長８名に加えて、個人情報の取扱いに特に明るく、部会長が指名する委員が６名以内ということになっていますので、18 名で構成しております。有識者といったような外部の方はおりません、全て区の職員で構成しております。議事録も作成しています。
安田マリ委員	外部の有識者の方もいらっしゃるのかなと思っていたものですから、職員の方だけで構成されているということなのですね。分かりました。ありがとうございます。
会長	続いて御質問はありますか。堀部委員どうぞ。
堀部やすし委員	報告３、小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務、実地検査について確認します。参考資料で言うと、25 ページ、29 ページ、33 ページ辺りに記載が出てきます。例えば最初の所で言うと、25 ページの⑮番の所に出てきます。実地検査は、少なくとも年１回以上の実地検査を行うということが原則だと思います。そうすると、この欄は「年１回、実地検査により確認を行う」といった記載をすることが通例だと思うのですけれども、この 25 ページの⑮番を見ますと、「必要に応じて実地検査を行う」としか書かれていないのですが、これはどのように解釈したらよろしいですか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	契約書には確かに１回以上実施とは書いてありませんけれども、必要に応じて１回以上実施するように努めたいと思います。
堀部やすし委員	そうしますと、必要に応じてだけれども、原則どおり年１回以上実施するということであれば、そこにはそう書いてあるべきものだと思うのですが、あえてそう書かれていないので、確認をした次第です。同じことを確認しますが、29 ページ、これは国保連に関する件ですけれども、ここにも同じ実地検査について記載があります。ここには「協議の上実施する」という記載になっています。これはどう解釈したらよろしいのですか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	国保連については、契約書の仕様を自治体ごとに調整することが難しいと考えられるため、このような記載になったのですけれども、国保連とはこれから契約をしますので、検査について調整していきたいと思います。
堀部やすし委員	更に確認すると、33 ページですけれども、これは支払基金ですが、これも⑮番に同じ実地検査について記載があります。ここの記載は、「帳票書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することとする」と、また表現が違うのですね。これも恐らく年１回やらないつもりだから、こういう記載になっているのだろうなと推測をするのですが、そう受け止めていいのですか。
小児慢性特定疾病医療	基金とはこれから契約の調整に入りますので、確認をして、検査につい

等支援担当係長	ても調整したいと思います。
堀部やすし委員	３つ確認したのですが、要するに、相手が公的機関の場合は少し実地検査の要件を緩和しているように読めるのですけれども、そういうことですか。つまり、向こう側の姿勢が強いので、「年１回実施する」と書きにくいと、こういうことなのですか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	そうだと思います。
堀部やすし委員	そうですか。
玉井雅俊委員	今の話題と関連するのですけれど、⑭番の所を見ると、33 ページ、29 ページ、25 ページの⑭番の所で、例えば 29 ページだと、「契約相手方が定める規則等により適正に行うものとする」ということで、契約の相手側、サービスを提供する側の言っていることに従いますよと言っていて、これだと、委託する側が、区が委託するものをきちんと確認しているのか、どんなサービスが提供されるか、区側が求めるサービスに適しているかというところまで、きちんと確認されているのですか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	国民健康保健連合会ですとか、その辺のお話でよろしいですよね。
玉井雅俊委員	はい。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	すみません、国民健康保健連合会と支払基金については、これから調整を行います。今までの契約で取決めをしていた案文は頂いており、それを基に契約を考えていたのですが、今の御質問を聞いて、もう少し踏み込んで契約内容を調整する必要があると思いました。
玉井雅俊委員	そうですね。今、堀部委員がおっしゃったように、これは委託するのは分かっているので、これまでも同じような契約をされてきたと思うのですけれど、一度、契約を更新するとき等に、自分たちが提供してほしいサービスになっているか。そして、これは個人情報が関わるので、しっかり個人情報が保護されているかというところの観点で見直さないといけないと思います。実際に確認をされているのであれば、⑭番で確認された旨を書いていただいて、確認できていない事項があるのであれば、しっかり書いていただいたほうがいいのかなと思います。すみません、お返しします。
堀部やすし委員	玉井委員の御指摘のとおりです。ありがとうございます。
会長	他に御質問はありますか。
安田マリ委員	報告２についてですが、部会からも御質問のあった、クリーニング師免許申請書に性別を追加することについてです。細かいことですが、こちらの性別の種類は、男性、女性、あとその他があるのかどうかというところ、もしお分かりになれば教えていただければと思いました。
情報管理課長	男性、女性とその他があるかどうかまでは確認はできておらず、性別という項目があるというところまで確認している状況です。
安田マリ委員	もし分かれば、また後日でも教えていただけますでしょうか。

情報管理課長	承知いたしました。
安田マリ委員	ありがとうございます。あともう１つ、報告３の自己点検表の中で、委託する場合の委託先に情報提供をする、個人情報の授受について、例えば個人情報の授受をするに当たっては、CD を使ってパスワードを設定するというようなことが幾つかございます。これは、CD で渡して、その CD を入れて、それを例えばパソコンとかにダウンロードしたりすることは禁じているということなのでしょうか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	CD ですね、国保連合会と支払基金から頂いた CD ですね。パスワード付きのものを直接頂いて、CD は、私たちが今回構築するパソコンに格納して完了します。
安田マリ委員	パソコンに格納して管理をして、そこから持ち出すことはないということでよろしいでしょうか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	事務処理上、持ち出しはしません。
安田マリ委員	分かりました。あと、25 ページの同じ項目になるのですが、こちらの⑲番には、現地での作業となるため、個人情報の持ち出しは発生しない、持ち出しが必要な場合は、あらかじめ区の承認を得て、個人情報をマスキングし、パスワードを設定するとあります。これは、持ち出すのは同じように CD ということになるのでしょうか。
小児慢性特定疾病医療等支援担当係長	こちらはシステム会社のことですが、持ち出しは USB メモリになります。個人情報については、私たちが確実に確認をして、全部マスキングをして、そこで確認したものだけを必要なときに持ち出しを許可することになっています。
安田マリ委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	報告３について質問させてください。参考資料 18 ページに個人情報の保有の記録があります。前も同じような質問をしたかと思うのですが、対象となる個人の範囲で、患者さんあるいはその親と、今回、指定医が加えられたということなのですが、患者さんと指定医というのは、収集する情報が全然違うと思うのですよね。そこをもう少しきめ細かに、この 18 ページの一番右の列には「(指定医)」となっていて、ここだけ指定医のものを取得するのかと分かるのですが、例えば氏名、住所も指定医は取るわけですよね。そうすると、個人の属性に従って保有する個人情報をどうするのかという議論はされなかったのかどうなのか、お尋ねしたいのですが。
情報管理課長	浅見委員から以前頂いた御指摘も踏まえまして、今回、一番右の所で御指摘の「(指定医)」と明確化させていただいた部分はあるのですが、個人の属性に従ってとのお話しですので、またそこは検討させていただければと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。玉井委員、どうぞ。

玉井雅俊委員	10ページの⑥の所で、区内事業者を支援するための情報がどうやって守られているかというところになるかと思いますが、まず3つ目のレ点、ログの取得管理と書いてありますが、これは何のログをどなたが御確認になっているのでしょうか。
情報管理課長	区の内部のシステムのログでございまして、そのログを主管課の産業振興センターが確認するというものでございます。
玉井雅俊委員	分かりました。操作している職員とは別の方がログの閲覧者に設定されているということでよろしいでしょうか。
情報管理課長	お見込みのとおり、別の者が確認しています。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。その次にパスワード認証、次の次に生体認証と書いてあり、結局、パスワード認証を行っているのか生体認証を行っているのかというところで、どちらになりますか。
情報管理課長	両方を行っているということでございます。パスワード認証も行って、それに重ねて生体認証も行っているということでございます。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。この90日に1度変更を行うというのは、システム上、90日を超えるとシステム側から変更をしないとロックが掛かるなりということはされているということでしょうか。
情報管理課長	委員の御指摘のとおりでございます。パスワードが消えてしまったら、初期化などをしないと使えなくなるということでございます。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。その次のデータ持ち出し管理ソフトの導入という所ですが、持ち出しを管理されているのは分かったのですが、これを見ると、データの持ち出しが可能であると見受けたのですが、データの暗号化はどのようにされているのでしょうか。
情報システム担当課長	以前はデータの暗号化はしていたのですが、現在、庁内ネットワークの抜本的な見直しを行いまして、暗号化しない形でもデータが守られる形になりました。このため、データ自体の暗号化はしていません。また、持ち出し管理につきましては、所管の係長級や上長から、データの持ち出しの都度、その許可があったときに持ち出しを許可して可能としているという状態になります。
玉井雅俊委員	そうすると、サーバ上などのデータは暗号化されていないけれども、ある程度守られているという前提ということで、それはインターネットから分離されているからという考えですか。
情報システム担当課長	そのとおりです。
玉井雅俊委員	分かりました。ただ、データ持ち出しによって、庁内の環境から出た場合にも、暗号化されていないということでよろしいでしょうか。
情報システム担当課長	そこも含めて上長のほうから適切な許可をするというような形にしております。
玉井雅俊委員	許可は暗号化、データのプロテクションにはならないので、持ち出してしまえば、それは暗号化されていなくて、そのデータで取られてしまえば、

	例えば紛失があった場合には、何の保護もなされないまま、情報が抜かれてしまう可能性があると思うのですが、そこの保護はどうなっていますか。
デジタル戦略担当課長	今、委員がおっしゃったのは、例えばUSBにパスワードなどを掛けていないものを紛失して、第三者が拾ったときに、開くことが容易にできてしまうのではないかという御指摘ですか。
玉井雅俊委員	そうです。持ち出しの形にもよるかとは思うのですが、例えばUSBであれば、USB本体、今見ている感じだと、暗号化もせずにそこにデータが載るという感じで見受けられました。その情報がメールで送られるということはないとは思うのですが、もし何かしらの区の管轄外のPCなどに載せられる状態であれば、それは保護できているとは言えないので、そういうところで、要するに、持ち出した場合、どういう持ち出し方があるかも踏まえて、どのような保護がされているのかと気になりました。
デジタル戦略担当課長	メールなどでデータをやり取りするときには、外部のクラウドサービスを使ってセキュリティは確保されているというところと、外部の媒体に登録する場合は、確かパスワード設定を必要に応じて行うというルールを区として定めていると、そのように記憶しています。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。ここのチェック項目が余りデータの保護という観点で書かれていないので、確認事項に関して、どういうふうにデータが保護されているか、持ち出しなど、区のPC環境内から出たときに、どういった保護がされるかというのは書いておいたほうがいいと思いましたので、御検討いただければと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
情報管理課長	先ほどの安田委員の御質問に関して、クリーニング師の性別ですが、戸籍上の性別になりますので男女のみになると認識しています。
会長	ほかに御質問はありますか。よろしいですか。 それでは、４番から６番までで一回区切りたいと思いますので、４から６まで報告をお願いします。
情報管理課長	（報告４から報告６について説明する。）
会長	報告４から６について御質問のある方は挙手をお願いします。奥山委員。
奥山たえこ委員	報告５ですけれども、再委託をすることはあり得るのかということが１つと、もし再委託をする場合には、どのような手続で行うのかということです。どのような手続かというのは、つまり、例えば用紙が１枚あって、再委託をしますという申請があれば、はい、許可しますというような形なのかどうか。それとも、どの項目について、どういう必要性があるから、どういう業者に再委託をしますという、つまり、実質的な内容にまで踏み込んで、区が確認することができる形になっているのか。その２点をお伺いします。
杉並福祉事務所長	再委託については、本体の契約書、仕様書の中で再委託可能としております。内容としては、受付の支援業務、それから印刷、申出によって送ら

	れてきたものとか、電話で問合せがあって書類を送るなどの業務を委託するものです。その再委託については、業者と協議をして、再委託の申出があった部分について区が認めるというものになっています。
奥山たえこ委員	今伺った郵送業務ぐらいですと、余り情報がいろいろ流れていくこととかはないと思うのですが、コールセンターも今回は使いますよね。コールセンターで、詳細なこと、つまり、対象者に当たるかどうか、この時期にあなたは生活保護を受けていましたか、そのことは何かの書類によって証明することはできますかなど、結構踏み込んだ話が、私が考えるところ、コールセンターでやり取りされるのではないかと思うのですが、そういう情報、機微な情報を扱うところに関して、再委託をすることはあり得ませんか。
杉並福祉事務所長	失礼しました。個人情報に係る誓約書を書いた上で再委託することになりますが、例えば問合せがあったときに、A さんが電話をしてきたと、私は該当しますか、いつからいつで幾らですかと、多分お知りになりたいのはそこだと思うのですけれど、ただ、それについては区で情報を持っていますので、その話を聞いて、そういうことであれば申出をしてくださいというお答えをします。その方が書類をお持ちでなければ書類を送ったり、あとはインターネットでも申し込めるようになっていますので、御本人がインターネットから申し込むなどの方法で届く、それを区のほうで審査をして、決定をして、印刷して送るのは業者ということになります。
奥山たえこ委員	そうしますと、その人の本当に細かい機微な情報については、委託業者、受託業者というよりは、職員が該当するかどうかを過去の書類を引っ繰り返したりとか、そういうところで扱うから余りないだろうと、そういうことでしょうか。
杉並福祉事務所長	はい、そのとおりです。業者は情報がないので、あくまでも本人が、この頃、杉並で受給していた記憶があると、あるいは、そういう記録を自分で持っているということであれば、では、それをこういう書類とそろえてお送りくださいということの御案内です。
奥山たえこ委員	ありがとうございます。ちょっと１つ申し上げたいのは、業者に対しては、個人情報を漏えいしてはいけませんよというお約束、取決めをしておりますということだけれども、それでもやはり情報が漏れることがあると考えていますし、実際に起こり得るわけですから、約束をしているから大丈夫ですというようには余り考えないでいただきたいと思います。終わります。
会長	最後のご発言は意見になるので、議事録上は削除をお願いします。後ほど、この件に関する一般論として御意見をいただければと思います。
情報公開調整担当係長	オンラインの鈴木委員が挙手をしておりますので、指名をお願いします。
会長	鈴木委員、お願いします。
鈴木ちづる委員	先ほどの他の委員の御質問と関連しているのですが、私も楽テルという

	システムについて詳しく教えていただきたいと思います。
杉並福祉事務所長	電話が掛かってきたときに、相手の方が申し出る内容や質問の内容を記録するアプリケーションです。
鈴木ちづる委員	アプリケーションということは、人が対応して、人が入力するということで合っていますか。
杉並福祉事務所長	はい、そのとおりです。
鈴木ちづる委員	ありがとうございます。先ほどと似た答えになるかもしれないのですが、こちらの情報は、どれぐらいの期間保存され、また、次の何か同じような事業のときに参考にしたりするのでしょうか。
杉並福祉事務所長	情報の保存期間というのは、例えば今回申出された方の情報をどのくらい保存するかということでよろしいでしょうか。
鈴木ちづる委員	恐らくこのコールセンターが開設されている時期の間に積み重なった情報になると思うのですが、その全ての情報をどう扱うのかということと、今度、恐らく同じ人ではないかと思うことがあった場合に、それが活用されるのかということです。
杉並福祉事務所長	基本的には区の保存期間は５年なのですけれども、ものによって、それを超えて保存する場合があります。今回の生活保護に関しては、区では長期保存しておりますので、今後、保存期間を迎える前にどうするかを改めて決定したいと思います。
鈴木ちづる委員	ありがとうございました。
会長	そのほかに、４から６について御質問はありますか。よろしいですか。それでは、残りの７から９について報告をお願いします。
情報管理課長	（報告７から報告９について説明する。）
会長	今の７から９に関して御質問がある方は挙手をお願いします。堀部委員、お願いいたします。
堀部やすし委員	報告９、害虫・ねずみ等駆除に関する業務について確認します。参考資料 119 ページを確認しますと、記録項目としては６項目が挙がっています。これを見ますと、例えば、依頼者の住所、依頼者の氏名などという形で記録の項目になっていますが、依頼者の住所と実際に駆除をする場所が必ずしも一致しないということもあり得るのではないかと思うのですけれども、そういうことはないのか。その場合は、当然、駆除した場所についても記載されると思いますが、この認識で合っていますか。
情報管理課長	依頼内容については記録しないと聞いております。どの場所で駆除したかという情報は、システム上は記録されないということです。
堀部やすし委員	そういうことですね。あと１点確認しておくと、依頼者の住所と氏名、電話番号などについてのみ、基本はそういう形ですよね。そうすると、余り長く保存する必要性は感じられませんが、通常の５年保存ぐらいの形で想定されているということですか。
情報管理課長	具体的な保存年限が何年かというのは確認しておりませんが、通常の文

	書の保存年限に従って保存、廃棄するものと認識しております。
堀部やすし委員	ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。それでは私から、今の 119 ページの項番６の担当者氏名というのは、何の担当者のことなのでしょうか。
情報管理課長	事業者の担当者の氏名ということです。
会長	事業者の会社名ではなくて、いきなりその会社の社員の名前を記録するという趣旨ですか。
情報管理課長	つまり、事業者の担当者名ということで、会社とかに関しては、支払の関係でどこの会社に支払ったかというのは分かるということだと理解しております。
会長	別に会社名を書けと言っているのではなくて、相手方の会社の社員の名前をここに唐突に書くという感じなのですか。もし部会で確認していなかったのであれば、そう答えていただいても全然構いません。
情報管理課長	そうですね、部会の中でそのような確認はしておりませんでした。
会長	分かりました。それで構わないです。ほかに７から９に関して御質問はありますか。ないようでしたら、資料２の６ページを開いていただいて、この審議会として意見をするのはこの６ページの表に対してですので、それを伺ってまいりたいと思います。 こちらの表ですが、部会の中で確認した所にマルが付いています。上３分の２ぐらいの所が､今まで確認項目としてリスト化されている部分です。下のほうの一番左に「その他の内容」という見出しのある所が、リスト化されている項目にはなかったので、部会がこの項目とは違うことを質問、確認していただいたというものです。では、それに名前を付けるとしたらというところで、その他の内容の右側に、例えば、報告１に関しては「目的外利用を行う妥当性」とか、報告３については「デジタル・セキュリティ部会への議題の提出状況について」というのを仮に付けていただいているということです。 まず、この審議会でやらなければいけないのは、その他の内容という所に関して上の定型の質問項目に昇格させるかを審議しなければいけませんので、それを確認していきたいと思います。皆さんに余り先入観を与えて誘導してもいけないので、どういう聞き方がいいのかというところなのですが、その他の内容の中で、今だと報告１と３と７について、その他の内容のことを部会は確認していただけたということになるのですけれども、これらに関して上の定型の所に上げたほうがいいという御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。そうではなくて個別のことを聞いたのだなということであれば、今後もその他のままでいいということになりますが、よろしいですか。安田委員、お願いします。
安田マリ委員	その他の内容の中で「目的外利用を行う妥当性」は、明確な根拠があるわけではないのですが、何か今後もこういうことがありそうだなというこ

	とで、上に昇格させてもいいのかなと思いました。
会長	ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。
富田たく委員	意見ではなくて確認なのですが、いいですか。
会長	どうぞ。
富田たく委員	その他の内容について、部会のほうで質問されて確認されたということですよね。それを今後、常時確認する定型のほうに追加するかどうかということをここで確認する、その意見ということだと思うのですが、部会側としては確認した内容を定型のものに入れたほうがいい、よくないとかという意見はあったのですか。
会長	今のところ部会にそれを求めてはいないです。ただ、どうでしょうか、何か御意見があればお願いいたします。
情報管理課長	部会の中では、上に上げたほうがいいなどの意見は出ておりません。
会長	意見してくれとも言っていないので、意見があったけれども意見しなかったという可能性もありますが、今のところ部会は粛々とやったことの報告をしてもらっているので、部会そのものの改善提案を審議会に自ら上げてくれということは、今のところ依頼をしていないです。
富田たく委員	正直、今の説明をお聞きして、皆さんの質疑をお聞きしていても、全て頭の中に 100 パーセント入っているわけではなくて、この「その他の内容」にどれほど妥当性があるのか、必要性があるのかというところまで、今、この場で判断できないというのが現状なのです。そういう意味では、実際に部会の中で意見された方々の意見も聞いてみたかったなという感想がありました。以上です。
会長	どうしましょうかね。ですから、ここに付則を付けて、部会としては昇格させたほうがいいのではないかということと、昇格させなくてもいいのではないかということを、審議会に報告してもらったらどうかという御意見だと思うのですが、そんなにお手間でなければ、部会としてはどう思うというのは言っていただいても構わないかなと思うのです。どうしましょうか。報告様式としては、単純に、部会としては昇格したほうがいいのではないかと思ったら二重マルで、なくてもいいと思っているのだったらマルとか、そこは審議会にお任せしたいということであれば、従来どおり部会は単に報告していただくというのでも構わないかもしれないですが、どうでしょうか。
情報管理課長	私がこの場で決定してしまっていいのかどうか分からないのですが、デジタル・セキュリティ部会でこういったものは項目にしたほうがいいのではないかということを言ってしまうと、逆に審議会の所掌に入り込んでしまうような懸念もあるかなと思っておりますので、今のところはこれまでどおりでお願いできればと思います。
会長	では、当面はそういう形にしたいと思います。そうしましたら、先に玉井委員の御意見をお願いいたします。

玉井雅俊委員	まだ意味がよく分かっていないのですが、６ページは委員たちに対して何を求めているかというのを今お話されていたのかと思うのですけれども、それでもまだよく分からないのです。我々は何を意見すればいいのかが、まだ分からないのですが。
情報管理課長	上のほうで、その他以外の項目があると思います。その他以外の項目は、デジタル・セキュリティ部会で、このような項目について自己点検、そういう視点ができているかどうかというもので、その類型に合致しないと思うものをその他に類型化しております。その他に類型化したものについても、これは今後も引き続きデジタル・セキュリティ部会でチェックしたほうがいいということであれば、上の常時の項目に格上げするかどうか、そういったことを審議会の皆様に御審議いただくものと理解しております。
玉井雅俊委員	承知しました。ありがとうございます。見ていてよく分からないのが、例えば、自己点検内容の妥当性というのが一番上にあるのですが、その他の所から上に５つの所に、自己点検において記載する内容の精査、その下に、自己点検において記載する項目の追加ということで、これは一番上と重なっているのではないかなと思い、なぜだろうなというところが気になったのですが。
情報公開調整担当係長	これらの項目を記載したときの経緯を御説明します。自己点検内容の妥当性というのは、デジタル・セキュリティ部会に議題が上がった際に、自己点検ができていないというような評価を与えられたときにマルが付くものとして項目を作成したので、基本的にはマルが付かないだろうという想定ではあるのですが、そういったことがあったときのために、この項目が存在しています。 下のほうの自己点検において記載する内容の精査や項目の追加というものですが、内容の精査については、今日も御指摘がありましたが、デジタル・セキュリティ部会において、この記載で大丈夫なのか、もう少し詳細に記載したほうがいいのではないのかといった指摘があったときには、ここにマルを付けます。自己点検において記載する項目の追加というのは、自己点検項目自体を増やしたほうがいいのではないのかといった意見等があったときには、ここにマルを付けます。今の３つの項目が作られた経緯は以上です。
玉井雅俊委員	分かりませんが、御説明いただいたことは聞きました。これは意見する場ではないというところなので。
会長	ここは意見していただいて大丈夫ですよ。
玉井雅俊委員	よろしいですか。
会長	個別の案件に関しては意見できないですが、進め方については意見していただく場です。
玉井雅俊委員	ありがとうございます。見ていると、余りにも項目が多いのと重複する部分があるので、見直しをするべきものかも分からないですが、類型とい

	うのが多いので、ある程度グループ化するなりしていただいたほうが、セキュリティ部会において確認しやすいのではないかと、効率化の観点で思った次第です。
会長	ありがとうございます。この見出しだけを読んでも分からないのではないかという印象をお持ちになったということだと思うのですが、これらの見出しがどのような経緯でできたかというと、下のほうのその他にあったものが徐々に昇格されてきたものです。おっしゃるように見出しの定義は記載されていないのですが、もともとセキュリティ部会がその他として出してきたもの、前回、この点に関して確認していただいたことは、今後は全案件に関して確認を継続してくださいと、そういう橋渡しとしてこのキーワードがあるので、極端に言うと、セキュリティ部会がこれらの見出しの意味を理解していればよいというものになっています。改めて出来上がったものだけ見ると、文字面から何を言っているのか分からないというのは、御意見のとおりかと思っています。 あと、今日は目的外利用を行う妥当性を上に入れたらどうかという御意見が委員からありましたので、これをこの後審議するのですが、そのときにも、今、玉井委員が気にされたとおり、一項目として入れるのか、それとも、上のほうの既にある項目の中に、妥当性に関しての観点を加える形で、項目は増やさずに項目の中の確認事項を増やすのか、この後審議していきます。 御指摘があったように、安易に上に入れていくと、どんどん項目が増えていってしまうので、なるべくグルーピングして、上の項目で酌み取れるようなものに関しては、項目を増やさずに、その項目の中で確認すべきことを拡大していく形にしています。一方で、余りグルーピングしすぎてしまうと、今度はその項目が抽象的になってしまって、セキュリティ部会での確認においても、確認事項が抽象的になってしまうので、バランスを取る必要があります。確認事項の一覧を２ページにはしたくないので、そろそろ行数の限界に近づいているかと思っております。 ほかに御意見がなければ、「目的外利用を行う妥当性」をどうやって上に上げるのかについて考えてみたいと思います。類似のものとしては、上に「目的外利用の方法」というのがあるので、ここを「方法及び妥当性」という形にする方法もあります。ただ、先ほど申し上げたように、抽象的になってしまうのを防ぐのであれば、２項目に分けることもあろうかと思います。本日の事務局の御説明を聞くと、今回も目的外利用の方法に関するやり取りの中で妥当性に話がつながったように思います。そうすると、これを単独の項目にするよりは、「目的外利用の方法及び妥当性」という形にして上に組み込んでもいいかと思いますが、どうでしょうか。ご意見はありますか。玉井委員、お願いいたします。

玉井雅俊委員	「目的外利用を行う妥当性」が、おっしゃるとおり「目的外利用の方法」とも関わるし、上から６個目の「取り扱う個人情報の最小化」にも関わるかと思いました。
会長	なるほど。「取り扱う個人情報の最小化」は、利用目的内の利用に関しても確認することになっているので、目的外利用に限定しているものではないです。ただ、おっしゃるように、点検においては目的外利用に関しても、当然、個人情報の最小化に努めることにはなります。今の部分に関してだけで言うと、対象とする場面が違うものも含んでいます。
玉井雅俊委員	分かりました。目的外利用を行う妥当性といったときに、本当にそれが目的外利用なのかということも考えないといけないかと思い、取り扱う個人情報に含まれることになる可能性もあるかと思って発言しましたが、御説明いただいた内容に異論はないです。
会長	そうしましたら、目的外利用の方法及び妥当性、重要度で言うと妥当性が先ですかね、「目的外利用の妥当性及び利用方法」という形で、反対がなければ、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、今回はそのような形で上に昇格して、残りの２つに関しては、今回の御報告の個別の確認事項だったということで、特に上に昇格させることはしないということにしたいと思います。オンラインの委員もよろしいでしょうか。ありがとうございます。 続いて、Ⅱの保有個人情報の安全管理措置に関する報告についての報告をしていただきます。事務局から説明をお願いします。
情報管理課長	（Ⅱの保有個人情報の安全管理措置に関する報告について説明する。）
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
福内惠子委員	項番１の個人情報の安全管理措置に係る自己点検結果の中で、点検後の対応ですけれども、改善の余地がある状況の主管課というように、抽象的な表現がされていますが、どういった改善の余地があったのかを教えていただけますか。
情報管理課長	例として、個人情報保護担当者を指名することになっているのですが、係によってその担当者が指名されていないですとか、組織改正や人事異動等が反映されていないというものがありまして、その点について改善を依頼し、既に改善済みでございます。
会長	よろしいでしょうか。ほかに御質問はありますか。
浅見雄輔委員	同様に、項番２の（３）でも、保有個人情報にアクセスする権限の設定や、保有個人情報の取扱状況の記録等について改善が必要な課があったとあります。どのような問題があったのか、具体的によろしいでしょうか。
情報管理課長	例えば、保有個人情報にアクセスできる職員の範囲が、各係の事務分担に応じて必要最小限に限定されていなかったといったことがありまして、アクセス権を有する職員の範囲、権限内容の見直しを行うように依頼し、改善が進んでいるというものがありました。

浅見雄輔委員	保有個人情報の取扱い状況の記録等についてはどうですか。
情報管理課長	取扱い状況の記録等の事例として、特記仕様書で定めた情報管理台帳というものがありまして、その整備状況についての確認が行われていなかったというものがあったため、確認を行うことを依頼し、また、適切に記録されているかの確認を依頼し、確認ができております。
会長	御意見はありますか。よろしいですか。では、御質問、御意見がなければ、報告第１号は了承といたします。 次に、報告第２号から報告第５号について、事務局から説明をお願いします。
情報システム担当課長	（報告第２号について説明する。）
情報管理課長	（報告第３号から報告第５号について説明する。）
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。玉井委員どうぞ。
玉井雅俊委員	報告４の所で、情報公開請求の内容及び処理状況、私はPTAから来ているので、学校関係のことが気になったのですけれど、教育委員会が特定の学校、ここで言うと22ページの№.４、№.31、ここで同じ学校の名前が出ていて、この学校だけ、たくさん出ているのですね。その内容が聞きたいわけではなくて、教育委員会が何回も同じ学校に対して個人情報を求めているということが普通のことなのか、よく分からないのですけれど、教育委員会が同じ学校に同じようなことを何回も求めているということは、これは普通のことなのでしょうか。別に特定の内容を知りたいわけではないのですけれど、妥当性が分からなかったので、教えていただければと思います。
情報管理課長	特定の請求者が特定の学校の請求を継続して行っていると、そういうこともあるというように聞いております。
玉井雅俊委員	分かりました。変な個人情報の請求ではないという判断をされて、公開というか共有されているということでよろしいですか。チェックはされているということかと。
情報管理課長	先に仕組みについて説明をさせてください。これは教育委員会が情報を求めているのではなくて、請求者の方が教育委員会に対して情報を求めているものです。その上で、情報公開請求は請求の理由を問いませんので、請求の意図などはこちらでは把握をしていないのですけれども、請求があった際、余りにも対象情報が多い場合などには、どういった情報をお求めなのかお伺いすることはあります。基本的には、お求めの情報を聞いて、そのような情報があるかを探す処理をしております。
玉井雅俊委員	そういうことですね。分かりました。少し気になったのは、例えば職員の方々だと、個人情報にアクセスするときに、きちんとアクセスする理由とかを確認されると思うのですけれど、ここで書いている実施機関の場合は、そういったチェックが入らないのかという印象を受けたのですが、そういうことではないのですかね。どんな情報にでもアクセスできるような、

	ここの実施機関が自身で判断すれば、その機関以外の確認がなされなくても、請求した内容を取れるという形なのかと思ったのですが、そうあるべきなのかもしれないですけれど、何かしらのチェックというか承認が入ったりしなくて大丈夫なのかと思いました。
情報管理課長	なるほど。教育委員会の判断だけで、開示、不開示を決定できるかどうかという御懸念であれば、情報公開係の窓口で統一的な処理をしておりますので、条例に定める非公開情報の有無等も確認した上で決定をしています。
玉井雅俊委員	何かしらのチェックは入るということですね。
情報管理課長	はい。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	報告４の 29 ページ､情報公開請求の処理状況について確認したいのですが、番号で言うと 304 と 305 ですが、請求が出てから大体２年ぐらい掛かっている事例です。305 については、３回に分けて可否決定をしている、処分をしているということだと思いますが、304 については、そういった経緯がなく、２年待たされて、やっと一部公開ということになっています。通常、長期化する場合は分割をして、公開できるところから公開をするという運用がされているはずですが、差し支えない範囲で、304 はなぜこういうことになっているのか、御説明を頂けますか。
情報管理課長	304 番は、令和６年度以前にも可否決定したものがあって、令和７年度に決定したものが１件だけという記載かと存じますが、確認しますので、少々お時間を頂ければと思います。
堀部やすし委員	またいずれ報告してください。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。先ほどの御質問の件は、分かったときにお答えいただくことにして、御質問、御意見がなければ、報告第２号から報告第５号は了承といたします。 次に、諮問第１号と諮問第２号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第１号、諮問第２号	
情報管理課長	（案件の概要について説明する。）
区民課長	（諮問第１号について説明する。）
情報管理課長	（諮問第２号について説明する。）
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。御意見はありますか。よろしいでしょうか。本諮問につきましては、まずは細かくその適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において確認を行い、その内容を第４回審議会において部会から報告を受け、答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部会長ですので、御一任いただきたい

	と思いますが、よろしいでしょうか。部会は非公開ですけれども、当審議会委員の皆様は傍聴ができますので、傍聴を御希望の場合には、事務局に日程等を御確認いただければと思います。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしくお願いします。 次に、令和８年度住民基本台帳ネットワークシステム等業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について、一般報告があります。事務局から説明をお願いします。
一般報告	
区民課長	（案件について説明する。）
情報管理課長	（案件について説明する。）
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。御意見はありますか。では、御質問、御意見がなければ本件は了承といたします。 次に、諮問第３号について、事務局から説明をお願いします。
情報管理課長	御説明の前に、先ほどの堀部委員からの情報公開請求の処理状況に係る御質問につきまして、確認ができましたので報告いたします。情報公開請求の№304 です。本件は、令和５年 11 月 10 日に１回目の決定を行っております。２回目の決定が、かなり先になってしまったのですが、先ほど記載の令和７年８月 29 日となっております。
諮問第３号	
情報管理課長	（諮問第３号について説明する。）
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。富田委員。
富田たく委員	何点か確認をさせていただきたいと思います。まず、私はマイナ保険証、マイナンバーカードを持っていないのですよね。マイナンバーカードを持っている方も、保険証機能を追加しないとマイナ保険証になっていないと思うのですけれども、今回のシステム変更、条例改正を行った場合、マイナンバーカードやマイナ保険証を持たれていない方の手続は、何か変わることがあるのでしょうか。
情報管理課長	現時点では、特段の変更はないものと認識しています。これまでどおり、資格確認証と受給者証の両方を医療機関や薬局で提示していただくものと認識しております。
富田たく委員	もう１つ、子どもの医療費助成制度等の場合、書類の提出を基本不要とするよう条例改正をして、システム変更をするということなのですけれども、諮問内容の説明では、書類の提出を求めつつといったお話もありました。少し分かりづらかったので、もう一度説明していただけますか。
情報管理課長	再度御説明いたしますと、全ての書類を省略するというわけではなく、これまでどおり、基本的には被保険者資格情報の画面コピーなどの提出を求めますが、申請者の方が画面コピーなどの持参を忘れたような場合には、書類の提出を不要として、区で情報連携をして資格確認を行うということです。情報連携をすると、転入者の方が申請した場合に、その場ですぐに

	受給者証などを発行できないというところがありまして、転入したその日にすぐ受給者証が欲しいという方もいらっしゃるので、そういった方に対応するためにも、当面は、これまでどおり同じ画面コピーなどの提出を求め、お持ちでない場合には区で対応可能とするということです。
子ども家庭部管理課長	先ほどの件ですが、まず、例えば転入ですとか出生の届けが区民課にあって窓口にいらっしゃった場合に、そこで子どもの医療費を助成しますというチラシをお渡ししておりまして、オンライン申請ができることを周知しています。そのチラシを見た方の７割ぐらいの方が、オンライン上で申請行為ができます。今回、この改正を行うことによって、何らかの理由でオンライン申請ができず、窓口にいらっしゃった方が資格確認証等を持っていない場合には、健康保険情報を確認するために即日発行はできないのですけれども、最大で２週間程度を要すれば発行ができるようになるということです。
情報管理課長	子どもの医療費助成制度と妊娠高血圧症候群等については、PMH に今回参加するわけではございません。今のお話は、子ども医療費助成等の受給申請を区の窓口でする場合のお話でございまして、大気汚染医療費助成のように医療機関で受給者証なしで受診する場合と、また違う場面の話です。
富田たく委員	御説明を踏まえて、少し考えます。
会長	資格確認証を使っている方は、簡単に言うと資格確認証で資格確認ができるので何も変化がなく、マイナ保険証にしてしまった人は、資格確認情報を印刷して持っていかないといけないということですかね。
富田たく委員	資格確認証の方は、何か別の書類を持っていく必要性はないのですか。
会長	資格確認についてはないです。
情報管理課長	子ども医療費助成に関しては、資格確認証があれば保険情報が分かります。マイナンバーカードの券面には保険情報は載っていませんので、マイナンバーカードに加えて何の保険に加入しているのかを証する書類、先ほど言った画面コピーなどを持参していただく必要があります。これは、子ども医療費助成などの申請の場面の話でございます。
富田たく委員	マイナ保険証を持っていないので、そのシステムがよく分かっていないのですけれども、マイナンバーカードを申請してカードを作ります、自ら加盟している健康保険をマイナンバーカードと統一します、そうすることでマイナンバーカードというのはマイナ保険証として機能するわけですよね。そのマイナ保険証１枚では、国民健康保険に入っているのか社会保険に入っているのかは分からないのですか。
情報管理課長	マイナンバーカードそれ自体には保険情報というのは記載してございません。マイナンバーカードを使って、マイナポータルというサイトに行きまして、そこで自分が何の保険に入っているのかというのを確認できるというものでございます。
富田たく委員	そうすると、マイナ保険証を持って医療機関にかかっているときは、毎

	回毎回マイナポータルに入って確認をしているということになるのですかね。
情報管理課長	医療機関には、マイナンバーカードで加入している保険情報を読み取ることができる機器が設置されています。区の窓口では、マイナンバーカードだけではどの保険に入っているのかは確認できないということでございます。
富田たく委員	分かりました。
会長	それが、この条例改正をするとできるようになりますということです。システム的にはできるのだけれども、条例を改正しないと、区はこの情報にアクセスすることが認められないということですね。よろしいでしょうか。
富田たく委員	はい、分かりました。
会長	やや複雑な説明があったかもしれないですね。この文章は、サマリーが最初にあってもいいかもしれないですね。マイナ保険証のほうが不便になるとは余り思っていないので、少し話が混線してしまうかもしれないですね。そのほか、御質問、あと御意見も含めてありますか。安田委員は御質問ですか。では、御質問を先にお願いします。
安田マリ委員	確認ですけれども、この条例改正には大きく２つあって、子どもの医療費の助成に関する条例による医療費助成に関する事務と、妊娠高血圧症候群等の医療費の助成に関する事務、この２つは、PMH とは関係ないということでよろしいでしょうか。
情報管理課長	今回の改正は、申請時の書類の省略が主たる目的です。こちらについても、将来的には PMH への参加を目指していると聞いております。
安田マリ委員	この条例改正によって、今後、PMH も使えるということになるのでしょうか。
情報管理課長	PMH に参加するためには区のシステムの標準化というものが関連しまして、標準化が終わった後になりますので、令和 10 年度、あるいはそれ以降になると聞いております。
安田マリ委員	分かりました。大気汚染に係る医療費助成については、この 48 ページの資料の図、こちらのような情報のやり取りが行われているということで、こういった医療機関や薬局が見られる区民の個人情報というものの範囲は、どういったものになるのでしょうか。
情報管理課長	医療機関に提供される情報ですけれども、基本的には医療費助成の助成券の券面がそのまま提供されるイメージと聞いております。氏名、住所、性別、生年月日のほかに、医療費の助成情報と自己負担額、自己負担割合などが提供されると聞いております。PMH システムでは医療機関側がマイナンバーを取り扱うということはないと聞いております。
安田マリ委員	そうしますと、こちらの個人情報で示されています、生活保護の情報ですとか、病気のことですとか、そういったことは共有されないということ

	でよろしいでしょうか。
情報管理課長	御指摘のとおりでございます。
安田マリ委員	分かりました。このシステム、この条例制定について、区民の皆様への周知はどのようになりますか。
情報管理課長	今のところ、区のホームページでの周知ですとか、あとは申請時や更新時の案内といった場面で丁寧に御説明していくことになるかと認識しております。
安田マリ委員	承知しました。ありがとうございます。
会長	それでは、富田委員。意見をお願いします。
富田たく委員	意見として。そもそもマイナ保険証のつくりの問題があって、それを解消するための今回のシステム変更と条例改正なのかと受け止めました。使う側若しくは区役所側の手間が省けるという意味では必要なことかもしれないのですけれども、そもそもマイナンバーについては否定的な立場でして、社会保障給付の削減を目的とした仕組み作りであったり、個人情報の漏えいのリスクという部分は、以前から指摘されてきましたし、そういった立場の下で、マイナンバー制度の中止もやはり私は求める立場なので、マイナンバーの利用拡大につながる本諮問については反対というふうに意見を出させていただきます。 先ほど会長からもありましたけれども、この諮問の説明の文章が少し分かりづらいというところもあります。今回は、マイナンバーカードやマイナ保険証の問題点を解消するという部分の対応だと思うのですけれども、そういった問題点が明確になるような御説明を頂けると、もう少し質問の時間も削減できるかなと思います。
会長	事務局は何か補足しますか。
情報管理課長	今回、資料が分かりづらい記載であったこと、大変申し訳ございませんでした。私どもも、かなり難解でして、資料をいかに分かりやすくするのかというのを非常に苦慮した結果、現時点の状況はこれだったということで、御理解いただければと存じます。
会長	私から補足すると、今回のこの条例改正が必要なのは、システムの問題を解消するわけではなくて、マイナンバーの利用が極めて制限されていることがあり、自治体であっても好き勝手には使えないということになっていて、自治体が使おうとした場合には、今回で言えば、条例まで改正しなければ自治体は使えないという形で、マイナンバーが保護されているということですね。 それから、利便性の観点で言うと、そこまで条例を変えないと、いちいち紙を印刷して持って行かなければ使えないのかというのは、利便性は低いのですけれども、背景にある考え方としては、マイナンバーというものは、とにかく国民全員に１個ずつ付いていますから、それを自治体が勝手な判断で好き勝手に使えるようになってしまうと、そのほうが問題がある

	のではないかというところから始まっています。今回に関しては、条例を改正しなければ自治体であっても保険の種類を見ることすらできないという形で保護されている結果ということなので、何かマイナンバー制度の問題があって、それを解決するというよりは、若干保護しすぎではないかという印象は個人的にはあります。ただ、そういう立て付けになっているというところで考えていくといいのかもしれません。奥山委員、どうぞ。
奥山たえこ委員	私も諮問３については反対です。情報を拡大する必要はないと思っています。もともと別々のシステムなのだからということです。
会長	ほかに御意見はありますか。それでは、諮問第３号は決定といたします。 次に、一般報告があります。事務局から説明をお願いするのですが、本審議会は本来午後５時までなのですが、進捗が今かなり遅れていて、既に35分になっていますので、説明に関しては、読み上げの部分などがあれば少し省いて、審議時間を多く取れるように御配慮ください。それから、委員の方には大変申し訳ないのですが、もしかすると５時を回ってしまうかもしれませんので、そのときには延長をさせていただきたくお願いいたします。そうしましたら、事務局から説明をお願いします。
一般報告	
情報管理課長	それでは、一般報告、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について報告いたします。資料２の49ページを御覧ください。まず、１の改正理由ですが、杉並区議会個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、当該条例において審議会への意見聴取に関する規定が設けられたことにより、所要の規定の整備を図るものです。 改正概要です。審議会の設置目的に、杉並区議会個人情報の保護に関する条例を追加するとともに、（２）で、審議会の所掌事項に「議長がその意見を聴くこととされた事項」を追加する。併せて、諮問を行う者に「議長」を追加することとする。３、条例施行日を令和８年４月１日とするものです。下に杉並区議会個人情報保護条例の抜粋も記載しておりますので、御覧ください。御説明は以上です。
会長	今の御報告に関して、御質問があればお願いします。御意見はありますか。よろしいですか。それでは、次の報告をお願いいたします。
教育人事・指導課長	私からは、メール送信時の宛先誤設定について、資料52ページを御覧ください。概要ですが、本件は、令和７年12月22日に本審議会において報告を行いました、杉並区立桃井第二小学校において、教職員の採用候補者宛てに送付したメールを、BCCではなくTOで送信した件について、送信した方へのメール削除の状況についての報告です。 現状ですが、２の削除者数、メール誤送信者数152名のうち、現時点で150名に削除いただきました。３の削除依頼対応状況ですが、当該校長が、令和７年12月８日、12月12日、また12月26日に、誤送信した方へ、おわびとメール削除の依頼をメールにて行いました。この結果、令和８年３月16日時点で、107名から削除をしたという旨をアンケートフォーム及び

	電話にて確認しております。その後、本審議会からの御助言を踏まえ、再度、メール、電話による削除依頼を行うとともに、東京都から誤送信した名簿登録者の住所についての利用許可を得た上で、手紙を送付した結果、令和８年６月 30 日の時点で 43 名から削除したという旨をアンケートフォーム及び電話にて確認いたしました。残る２名については、削除の確認が取れていないものの、これまで複数回にわたりメールや電話、また書面による削除依頼を実施し、可能な範囲で対応を行ってきたところです。これについては、別紙に取りまとめておりますので、そちらを御覧ください。また、別紙にはありませんが、本審議会の前の６月 26 日にも、再度メールにて削除依頼をしております。以上が、対応状況です。 本件は、誤送信から半年以上経過しており、現時点において当該メールに起因する外部漏えいや苦情等は確認されていないこと、これらを総合的に勘案して、現時点において本件に関する個別対応は一区切りとすることとしたいと考えております。ただし、今後、新たな事実や問合せ等があった場合には、速やかに必要な対応を行いたいと思っております。 ４の再発防止策についてです。複数の宛先へメールを送る際には、宛先ごとに送信するか、BCC で送るように、全学校の管理職に対して改めて指導をしております。また、区立学校全校に対して、令和８年３月６日より、送信前に再度宛先確認を促すセキュリティソフトウェアを導入しております。今後も、校長会などを通じて、意識啓発や各学校内での個人情報保護に関する研修実施等を継続的に指導していきたいと思っております。説明は以上です。
会長	では、ここでまた報告を区切りたいと思います。今の御報告に関して御質問はありますか。玉井委員、まずは質問ですか。
玉井雅俊委員	はい。宛先確認を促すセキュリティソフトウェアを導入したというところですが、宛先の確認をするだけという書き方をしておりますが、これはそれだけのソフトウェアということでよろしいですか。ほかに機能はないのでしょうか。
教育人事・指導課長	基本的に、メールを送る送信ボタンを押すと新たなウィンドウが出てきて、まず宛先が合っているかの確認、そこをチェックする。そして、メールの内容についても、これで本当に間違いないか再度確認を促します。添付ファイルも間違いないか確認ということで、１つ１つの確認を促すようなソフトウェアです。
玉井雅俊委員	分かりました。例えば、宛先に 100 件入っていようが、CC に 100 件入っていようが、宛先の区分をチェックするソフトウェアではないということですか。
教育人事・指導課長	そちらについては、特に学校に関しては、宛先が複数にわたる場合は BCC で送るように指導しております。また、一定数を超えると自動的に BCC になるように設定もされておりますので、今後そういった間違いは少なくなるかなと思っております。

玉井雅俊委員	いまの御説明ですと、同じようなケースがあった場合、例えば約 100 名を宛先か CC で送ろうとしてしまった場合には、自動的に BCC に移るため、これは再発しないということですか。
教育人事・指導課長	そう認識しております。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。富田委員。
富田たく委員	今の御回答の中で一定数を超えたらというものの一定数は、宛先は幾つで設定しているのですか。それが例えば 150 や 200 だったら有効に機能するか疑問がありますよね。
教育人事・指導課長	確認します。
会長	ほかに御質問はありますか。では、私から。先ほど口頭で、6 月 26 日に追加でもう一回メールで別途確認を送ったということでしたね。これに関しては、本日までに回答が得られていないということですか。
教育人事・指導課長	回答は得られておりません。
会長	これら２名の方に関しての状況ですが、どちらも回答がないという状態ですか。それとも、削除したくないという状態ですか。
教育人事・指導課長	回答がないという状況です。
会長	分かりました。所管課としては、前回の審議会のときには 47 名が未確認の状態で、残り 47 名なので終了としたいという御報告があり、審議会で、47 名は多いのではないか、あと何回か頑張ってみてくださいと意見して、実際に残り２名になったわけですが、今回、残り２名で終了としたいとお考えですか。
教育人事・指導課長	残り２名だからというよりも、半年以上経過していることと、本件に至るまでに苦情・相談などが入っていないことを考え、一旦の区切りとしたいと考えております。 ただ、先ほどもお話したように、今後また新たな事案や問合せ等があった場合には、迅速に対応したいと考えております。
会長	分かりました。本件について、御意見はありますか。よろしいですか。それでは、本件は終了として報告を了承いたします。 続いて、次の報告をお願いいたします。
区政イノベーション担当部長	この件については、冒頭、私から一言申し述べます。区職員による個人情報の不正閲覧についてです。資料２の 56 ページを御覧ください。事案の内容ですが、区の職員が、業務で使用する住基端末を使って、興味本位で不正に知人や区職員の所得情報等を検索し、閲覧したというものです。当該職員には懲戒処分がなされ、先の６月 18 日には区のホームページでも公表し、区民の皆様にもおわびを申し上げました。とりわけ、ここにいらっしゃる委員の皆様におかれましては、日頃より情報の適正管理に腐心し御尽力いただいているにもかかわらず、このような事案について報告しなくてはならないことにつきまして、私自身、長年職員として公務に当たって

	いる身として、とても情けない気持ちでおります。心より、おわびを申し上げます。 区として再発防止策をまとめましたので、情報管理課長より御報告いたします。
情報管理課長	私から改めて事案の概要と再発防止策について御説明いたします。まず、１の事案の概要です。区の職員が、令和７年 11 月から令和８年３月までの間に、住基端末、これは下に記載しておりますが、区の基幹システムに係る端末で、住民基本台帳や特別区税など、住民情報に係る事務する端末で、住基ネットとは異なりますが、この住基端末を使い、業務に関係のない複数の知人や区職員、計９名の情報を不正に検索し、住所や所得情報を閲覧したというものです。なお、不正検索で得られた情報の外部への漏えいは確認されておりません。 本件は、当該職員への聴き取りで、興味本位で検索したことを認めていることから、住基端末の操作権限付与時の教育のあり方や教育効果を確認する仕組みについて改善を図ることといたしました。 ２の再発防止策を御覧ください。再発防止策の内容は、大きく３点です。１点目、住基端末の利用に係る研修の実施です。これまで、住基端末に係る研修は各職場内で実施しており、全庁統一的な研修は実施していなかったことから、今後は、端末の操作権限付与者に対し、年度途中の付与者も含めて、毎年度、住基端末に特化した研修を新たに実施いたします。研修では、毎月ログ点検を実施していることや、検索履歴から業務目的との整合性が確認されることなど、不適切な検索は把握されることについて、他自治体の処分事例等も用いながら周知いたします。 次に、57 ページを御覧ください。２点目、住基端末の利用に係る職員自己点検の実施です。住基端末の操作権限は、委託職員を含めて約 2,000 名に付与しておりますが、それらの職員に対し、住基端末の運用ルールが理解できていることを確認するための自己点検を毎年度実施いたします。これは、各職員に LoGo フォームで情報セキュリティに係る設問に回答してもらい、理解度を図るもので、点検結果は集計して各課にフィードバックし、各課で不適切な運用がないかを確認し、必要な見直しを行っていただくというものです。住基ネットや情報提供ネットワークについても、同様の取組を行っております。 ３点目、情報セキュリティ内部監査での確認の強化です。毎年度、情報管理課で５部署程度を対象に情報セキュリティ内部監査を実施しております。これは、各課が適切に個人情報の取扱いを行っているかの確認を行うものですが、内部監査では、各課へのヒアリングや執務環境の現地確認などを行っております。この内部監査で、今後、「各課におけるログの点検方法」など、具体的な確認を行います。私からの説明は以上です。
会長	今の報告について御質問がある方は挙手をお願いします。では、福内委員から。

福内惠子委員	３点ほど質問したいのですが、まず、この職員が住基端末操作権限を付与されていたということでよろしいですか。
情報管理課長	御指摘のとおりです。
福内惠子委員	それから、職場で毎年ログ点検を実施している、また、検索履歴から業務目的との整合性が確認されるかどうかなどの点検をされているわけですが、この事案については、令和７年 11 月から令和８年３月ということで、ある一定の期間があるかと思うのですが、この期間、分からなかったということですか。 最後に、この事案が明らかになった状況についてご説明いただけますか。
情報管理課長	先に、後の御質問への回答になります。今年の３月になりますが、当該職員が、人の所得情報が見られるということを吹聴しているので、そういったことをやめさせてほしいという匿名の通報が区に入りました。これにより発覚しました。 それから、当該職員については、令和７年 10 月下旬ごろに権限を付与したということですので、権限付与時から、通報までの期間が令和７年 11 月から令和８年３月だったということです。その間に確認できなかったかという点については、その通報を契機に発覚したということです。
福内惠子委員	分かりました。ただ、その間、ログ点検等は職場ではされていなかったということでよろしいのですか。それとも、されていたけれども分からなかったのですか。
情報管理課長	点検について、確かにログ点検は毎月行っていたのですが、特定の不正な閲覧をしたかどうかについては、その通報がきっかけになるまでは分からなかったということです。
福内惠子委員	わかりました。
会長	ほかに御質問がある方はいらっしゃいますか。奥山委員。
奥山たえこ委員	ログを点検すれば、そういった不正、つまり必要のない検索などはきちんと発見されることを、言葉だけではなく、つまり職員はいろいろ具体的な操作等も御存じなわけですから、そういうふうに具体的に分かっている、つまり、発覚することは分かっているということなのですか。それでも、やはり今回は検索・閲覧をしてしまったということでしょうか。
情報管理課長	当該職員に関しては、当然、情報セキュリティ研修なども受講していました。反省点としては、年度途中で権限を付与したこともあり、年度当初の情報セキュリティ研修から一定期間が空いてしまったことがあり、研修を受けたときには直接実務に携わっておりませんでしたので、本人の知識が結びつかなかったことがあるかと考えております。
奥山たえこ委員	そうすると、そういう状況だったので、発覚しないと思って閲覧したのか、それとも、発覚すると分かっていて、やはり閲覧したのか、どちらか分かりますか。結構大きいことだと思うのですが。
情報管理課長	本人は、してはいけないことだという認識はしていました。

会長	念のための確認ですが、本人は、してはいけないことだと認識をしていたというのは事実ですか。
情報管理課長	はい、事実です。
会長	ほかに御質問はありますか。
浅見雄輔委員	再発防止で、毎月ログ点検を実施していることに加え、整合性が確認されることなどから、不適切な検索は把握され得ることを周知したという話なのですが、結局、ログ点検をしていても、外部からの通報がなければ発覚しなかったということですよね。有効な再発防止策になっているのかと、やや疑問があるのですが、どうなのですか。
情報管理課長	委員の御指摘のとおり、ログ点検というのは、確かに何か事が起こってから事後的に確認するというところはあります。ただ、そういうログ点検を実施しているということが心理的な抑止効果になるという側面があると思いますので、そういった教育効果というところで、この再発防止策を記載しました。
浅見雄輔委員	今回、その不正をした職員が何で吹聴したのかよく分からないですが、吹聴したから分かったということですよね。ですから、密かに個人的に自分で情報を集めていて、誰にも言われなければ、全く発覚しないということになりますよね。
情報管理課長	今でもログ点検をしていまして、疑わしい検索は把握され得るというのは現在も同じですので、今後も、もし不正なことがあったら、通報がなくても発覚することはあると認識しています。
浅見雄輔委員	今回、昨年11月から今年の３月まで、ログ点検はしていたけれども、怪しいと思わなかったのですよね。それがどうして今後は発覚できるのかというのがよく分からないのですが。
情報管理課長	確かに、特定の人物などでない限り、知人等の検索であれば、なかなかログの点検だけでは限界があると思います。そのため、そもそもそういう不正をさせないという教育に注力していきたいと考えています。
浅見雄輔委員	ちなみに、職員になってから何年目ぐらいの人だったのですか。
情報管理課長	１年目の職員です。
会長	内山委員、どうぞ。
内山誠委員	この手の問題は大変難しいのですが、情報漏えいがこれ以上ないというのは保証できるのでしょうか。今の御質問に近い話なのですが、これ以上の漏えいはないということを保証することをどうするかは、大変難しい話だと思います。その辺はどういう歯止めが掛かっているのか、聞かせていただければと思います。
情報管理課長	今回の事案では、当該職員へのヒアリングに加えてログの点検なども行っています。外部への持ち出しなどがありましたら、それもログで分かりますが、現在のところ、そういったことは確認されておりません。
会長	ほかに御質問はありますか。富田委員。

富田たく委員	大変重大な問題と受け止めています。１年目の職員ということで、新人研修のあり方について考え直さなければいけないのではないかと思っています。公務員の権限というところでの情報漏えいというか、自分が持っている権限で他人のプライバシーが見れるということを、興味本位で確認して、それを吹聴するというのは、公務員としては正直失格だと思います。ですので、今回、処分されましたが、あの処分で本当によかったかどうかというのは、私も疑問に思っています。 そこはしっかりと考えていただきたいのですが、まず、今回この事象が発生して、そのログの点検の方法を改めて改善をするのかどうか、それとも、今までどおりのログの点検としているのか、そこを確認させてください。あと、同様の事例が 2022 年にもありました。これは住基ネットのほうですが、外部に漏えいして逮捕されるという、これも本当に重大な事件を発生させているのですが、そのときに再発防止などが報告書などでいろいろ出てきたと思います。住基ネットワークではなくて、住基端末という言い方なのかもしれませんが、情報漏えいについては同じ再発防止をしっかりとやってこられたものだと思っていたのですが、実際に 2022 年に発生した後、再発防止策が今回有効に働いていなかったと受け止めざるを得ないのですが、そこについて区はどのように認識されているのでしょうか。
情報管理課長	まず、今回のような事件が起こってしまって、本当に申し訳ないとしか言えないのですが、一方で、令和４年度に様々な対策を講じました。その結果、今回ログを契機に本人が不正閲覧を行っていたことの事実確認はできたという側面はあります。ただ、研修など、そういったことについて足りていない部分、教育的なところでも足りていない部分がありましたので、そこについては、またしっかりとやっていきたいと、そのように考えています。
富田たく委員	同様の職員による情報の不正閲覧が起こってしまった以上、やはり、物理的に、システム的にそれをガードしていくような、止めていくようなことを考えていかないといけないと思います。その閲覧をするということ自体をもっと厳しくしていかなくてはいけないのではないのかなということと、何件閲覧したという報告を各職員に求めて、それとログとをきちんと突き合わせることを本人にさせるなど、そういったことまでしていかないと、悪意を持って利用されたら、こういった事例は今後もできてしまうのです。そういう悪意のある情報漏えい、不正閲覧をどう止めていくかという視点に立たないと、これは止められないと思いますが、その点は区はどういうふうに認識されていますか。
情報管理課長	委員のおっしゃるとおり、悪意を持った行為はなかなか止めるのは難しいと認識しています。ですので、そもそもそういった悪意があるような行為をさせないというところに注力しなければならないと認識しています。
会長	堀部委員、どうぞ。
堀部やすし委員	また大変なことになったと思います。１つ確認したいのですが、例えば

	私が区に対して保有個人情報の開示請求をしたとします。どういうものにアクセスをしているか、要するにログですね。私に対してどういうアクセスをしているか、ログについて開示をしてほしいと請求をしたときに、実務上、その法定の期間内に開示はできていますか。そういう請求が出ているかどうか分からないですが、その点はどうですか。
情報管理課長	保有個人情報の開示請求については、所定の手続によって請求することはできます。ただ、システムによって操作ログの有無や保存期間が異なるので、具体的な手続、期間については確認の上での御説明になるかと思います。この答えでよろしいですか。
堀部やすし委員	取りあえず、それでいいです。ログとしては、どれくらいの期間残っているのですか。
情報管理課長	住基端末に関しては７年間です。
堀部やすし委員	７年間ですね。そういう対応も考えなければいけないのかなと、ちょっと聞きながら思いました。現在、アクセスできる方が 2,000 名、しかも委託職員を含むということになっています。以前は、区の職員のみ、正規職員のみということだったと思います。いつの間にか委託職員も含んでという形になっているのですが、この 2,000 名というのは、現状ではどう認識されていますか。少し拡大しすぎというか、当然、必要最小限にしておかないと、こういう問題は起こるので、この辺りをもう少し見直さなければならないときに来ているのかなと、そんな思いもあるのですが、その辺りは庁内的には議論になっていませんか。
情報管理課長	直接、そういった議論があるわけではありませんが、基本的な考え方として、権限は必要な人物に、しかも必要な範囲に限って付与していると、その考えはこれまでも同様です。
堀部やすし委員	考え方は同様だけれども、現実としてちょっと拡大傾向にありますよね。このような問題意識があるということ。あと、今回、閲覧されたのは同僚の区職員含めて９人ということですが、その方々への通知や謝罪対応はどうなっているのか、最後に確認します。
情報管理課長	今回の事案で不適正に閲覧された方については、全員個別に御連絡して、おわびと事実関係の説明をさせていただいているところです。
堀部やすし委員	特に問題にはなっていないですか。こじれている件はありませんか。
情報管理課長	特にこじれているものはありません。閲覧された方は全て本人の知人と、職員だったということもあるかと思います。
堀部やすし委員	では、当該職員がアクセスしたものは、全てチェックをしたということでいいですね。
情報管理課長	閲覧された方に全て説明しています。
堀部やすし委員	そうではなくて、この９人というのは本人の自白ですよね。そうではなくて、本人が操作したログは、全部点検をしたと受け止めていいですね。
情報管理課長	委員の御指摘のとおりです。

堀部やすし委員	分かりました。
会長	内田委員、どうぞ。
内田正人委員	これまでの話とちょっと逆行するかもしれないのですが、こういったことは、ほかの犯罪と同じように、ものすごくたくさん起きているか、起きる可能性があることだと思います。それで、事件や事故が起きる度に、恐らくいろいろな対策を講じてきていると思います。それでも、やはり起こってしまう、だから駄目だということではなくて、例えば100件起きるかもしれなかったもののうち、99件まで、いろいろな再発防止策を講じて、そういうことが起きなくなっていても、１件起こってしまうと、やはり風当たりが強いと思いますが、その抑えられた99件についても、きちんと評価をしていって、なおかつ、更に皆さんでもっといい再発防止策がないかということを考えていくということでいく。例えばサッカーで言えば、キーパーは、99のゴールを阻止しても、１点入れられてしまうと怒られてしまうかもしれないけれども、うまく止められた、再発が起きないようにできたということも、やはり評価していかなければいけないのではないかなとも、私は思います。
会長	玉井委員、どうぞ。
玉井雅俊委員	まず、意見としては、今回こういうことがあったのですが、きちんと内部通報機能が働いているというところは評価できるのではないかなと。ログに関しても、きちんとログが保存されていて、そこを確認できるというセキュリティ体制ができていたというところは評価できるのではないかなと思います。今、私はセキュリティリスク的なところでしか話さないですが、そもそもセキュリティリスクは絶対にゼロにできないので、今、見ている限り、これは内部通報ではあったにしろ、きちんと発見できたという機能が機能しているというところはよかったのかなと思います。 その上で、再発防止策の１番の所で、毎月ログ点検をされていると記載いただいているのですが、このログ点検は、例えば時間外に職員がアクセスした、恐らくそういったログ点検なのかなと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。
情報管理課長	委員の見込みのとおりです。それから、先ほどの件なのですが、内部通報ではありません、外部の方から匿名の電話が区にあったものです。
玉井雅俊委員	ありがとうございます。ログ点検は、基本的には通常の事務をやっている中でのチェックではないということですよね。定期的にチェックしているわけではないのかと思いますが。
情報管理課長	委員の御質問が、毎日、定例的にチェックしているかという意味なのであれば、そうではないです。おっしゃるとおりです。あと、時間外のほかには、不適切に何回も検索していないかなど、そういったチェックもしています。
玉井雅俊委員	分かりました。ありがとうございます。その上で、これは2,000人いら

	っしゃると記載いただいていて、３番のセキュリティ内部監査が行われているという所なのですが、これはサンプルとして５部署程度と記載されています。これは、なぜ部署で選んでいるのかということと、全体で何部署いるのか。要するに、サンプリングとしてこの５部署が適切なのかということが、すごく気になったのですが、こちらはお答えいただけますか。
情報管理課長	課で言うと、全庁で今 60 課ほどあります。５部署程度としているのは、職員の体制的なところもあって例年５部署程度で実施しているというところです。
玉井雅俊委員	分かりました。各課におけるログの点検方法の確認について具体的にしたほうがよいかと思いました。資料に記載の再発防止策が有効なものになっているのか、強化されているのかということが、この３点を見ても分からないので、ログ点検を強化することを御検討いただいたほうがいいのかなと思いました。ただ、一区民として見ると、不正というのは絶対になくならないけれども、きちんと発見、外部から通報を得て処理できているので、あとは内部のログ点検なり監査などで、こういうものが見付かるといいのではないかと思いました。
会長	富田委員、どうぞ。
富田たく委員	意見を言わせていただきます。まず、年度途中にこの権限が付与されて、年度当初に行った研修から期間があったからというようなお話がありました。そこの点も、犯行に及んだというか、不正な閲覧をした理由の１つになっているのかもしれないので、年度途中でも、権限が付与されるときには、しっかりとした研修や、不正を行ったら後から絶対分かるというような周知をしていただきたいと思います。 もう１つ、ログの点検方法なのですが、今回は外部から通報があったということですが、外部から通報がなかったとしたら、この不正閲覧というのは確認できなかった可能性が高いわけですよね。そういう意味では、業務外で不正に確認、不正に閲覧をしているといったものを、今後、どうやって区内部で洗い出して見ていくか、選別していくかというログの確認の方法を、いろいろ研究して、改善をしていかないといけないと思います。すぐにはできないことかもしれませんが、そういったことをしっかりと行っていって、そこの再発防止が、今回の再発防止はこれで終わりですではなくて、今後もそういうことが絶対にあり得ることなのだと、悪意を持って不正に閲覧できるものであるからこそ、それをどういうふうにストップさせていくのかということを、常日頃、それを防止する対策を考えていっていただきたいと思います。これは意見です。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。玉井委員どうぞ。
玉井雅俊委員	恐らく、ログを強化するなど、例えば振る舞い検知などの新しい機能を入れるとなると、やはりお金が掛かるわけですよね。セキュリティ部門の方もかなり限られた予算の中でセキュリティ対策を用意していると思いますが、もしこういうことが起きるけれども予算が足りないということであ

	れば、その辺りはこういう所で明確にしていただくこともありなのかなと思いました。意見として述べます。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。特になければ、私からは先ほどの課長の回答について再確認なのですが、本人が就業規則違反になって悪いことだと本当に認識していて吹聴していたのですか。一般的に考えると、吹聴している人というのは、悪いことだと思っていないから吹聴していると思います。後から自分のしたことが悪いことだということが分かって、その時点で悪いことだと理解しましたというのとは違って、これが悪いことだとして分かっていたのにやったとなると、先ほど浅見委員からありましたように、現在のこの再発防止策は全く再発防止策を成していないですよね。悪いことだと分かっていなかったのが問題であれば、教育のタイミングが遅れてしまったので、教育を前にして悪いことだと分からせれば、この問題の再発防止策になりますが、悪いことだと分かっていてやったのか、先ほど課長からは明確に分かっていたというのが事実ですとあったのですが、そこをもう一回念のため御回答ください。
人事課長	私のほうで処分を行うために職員に詳細なヒアリングを何度も行った関係で、その辺りを御説明させていただきます。先ほど情報管理課長が申し上げたように、認識していたか、していないかということでいうと、当該職員はよくないことであるということは認識していました。ただ、その程度は、一言で申し上げてしまうと、残念ながら軽かったというところはあります。もっと重く捉えるべきところを、よくないことは認識していたけれども、軽い気持ちで見てしまった、興味本位で見てしまったと、そういったところがヒアリングした感覚としては非常に強かったということです。そういった意味で、会長におっしゃっていただいたような教育のタイミングなど、そういったところを考えて適切な今後の再発防止につなげていくことは、教育的な面はこの件に関しては行えるものと、行う余地があるものと考えています。
会長	分かりました。いいことか、よくないことかというのは余り重要ではなくて、規則に違反するのか、違反しないのかなのです。そうなると、規則に違反するということが分かっていてやったのかというところがすごく重要で、後から言われてみて、悪いことなのかと言われたら、結果論から言えば、誰でも悪いことだと思っていましたと言いますよね。ですので、そこの部分はもう少し丁寧に対応しないといけない。結局は、こういう問題に関しては、本人に特段の悪意がないような状態に関しては、本人にしか分からないのです、なぜそれをしたのか。ですから、そこのところを追い詰めて、何か良い子の回答をさせるように誘導してしまったら、本当のことが分からなくなってしまいますよね。 今回の件に関して言うと、規則違反になることが分かっていなかったと考えれば、今、御提出いただいている再発防止策は役には立つとは思います。ですから、その部分に関しては、もう処分の後になっているとは思い

	ますが、今後に関しても引き続き丁寧に分けないといけない。少なくとも今回の件から言えることは、教育を受ける前に情報へのアクセス権が与えられたということは、これは全く論外のレベルで即座に改善しないといけないですよね。それから、課に配属されたとしても、教育を受けていないのであれば、その当該職員に関しては、情報へのアクセスがあるような業務は任せてはいけないということは、これは徹底しないといけません。その部分に関しては、少なくとも今回の件で改めるべきだとは思います。 それを押してもなお、規則違反だと分かっていてもやる人は、何人かの委員からも御指摘がありましたが、やはり世の中にはいるはずです。それはやはり防げないということになるので、悪いことをしないという、どちらかというと精神論的な教育のほうに持っていかなければいけないので、規則がどうかという教育を幾らしても無意味ですよね。規則に違反してでも不正を行おうと思っている人に、規則でこれは駄目なんだよと幾ら言っても全くかみ合わないので、その部分の対策は全く質が異なるものだという形で取り組んでいただきたいと思います。 この件に関しては一般報告ですので、いろいろな意見が委員から出たと思います。それを参考にして、引き続き今回の対応と、それから再発防止策に関しては御検討ください。この後の部会のほうでも引き続き具体的なところに関しては意見交換をしながら進めたいと思います。 それでは、ほかに御質問、御意見がなければ、本件は了承とします。
情報管理課長	１点だけよろしいでしょうか。今回、職員に権限を付与しましたが、研修を実施していなかったわけではなくて、各課の個別の研修任せにしていたというところがあります。ですので、今回、住基端末ということでの研修は実施していなかったと。それを、今回、住基端末というもので統一的な研修をしようというものです。そこだけ補足させていただきます。
会長	なるほど。そういう意味だと、課の研修の中には、今回の件は入っていましたか。興味本位で見る、いわゆる業務目的外の形で閲覧するということは禁止だということが、その課の教育に入っていましたか。
情報管理課長	それは入っていました。
会長	なので、本人が知っていたはずだと判断しているということですね。なるほど。そうすると、一番深刻な問題が杉並区でついに起きてしまったということですよね。以前あった問題は、どちらかというと、個人情報を営業目的とまでは言いませんが、そういう目的での持ち出しになりますが、規則上、許されていないということが認識できていたにもかかわらず、それを行ったというのは、これはかなり深刻な問題です。これを止めることは、実際にはできます。もう、１件１件、上司の承認を得ないといけないシステム、住基ネットに関しては難しいですが、できなくはないので、これに関して杉並区は重く受け止めていただきたいと思います。ただ、課の研修ということなので、どの程度丁寧に実施したのかという問題で、やはり本人に伝わってなかったということであれば、本人に伝えるということ

	は再発防止策になりますが、本人が重々承知していたのにやったとなると、これはかなり深刻な問題だと捉えていただければと思います。 それでは、本日、審議しました諮問第３号について、答申をしていきます。これから事務局が答申文の案をお配りしますので、内容を御確認願います。オンラインにより参加されている委員の皆様は、事前にメールでお送りしている答申文の案を御確認ください。
（答申案配布）	
会長	この内容でよろしいでしょうか。それでは、答申文を区政イノベーション担当部長にお渡しします。
（答申文の受領）	
区政イノベーション担当部長	ありがとうございます。
会長	では、本日の議題は以上となります。最後に事務局から何かありますか。
情報管理課長	教育人事・指導課長から補足があるようです。
教育人事・指導課長	先ほどメール誤送信の件でソフトウェアについて御質問がありましたので、ここで回答させていただければと思います。メールですが、宛先プラス CC10 通以上で、まず確認アラートが鳴るようになっています。また、宛先プラス CC20 通以上で送信不可能と設定しています。１点訂正ですが、送信不可能になった場合、自動的に BCC になるのではなくて、自分で BCC に入れないといけない、その状態でないと送信できないことになっているということで、御報告させていただきます。以上です。
情報管理課長	続きまして、確定版の会議録についてなのですが、本日、確定しました令和７年度第４回の会議録については、事前にお配りしたものから変更がありませんので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。 次回の審議会の日程ですが、令和８年 10 月 29 日(木)午後２時から、終了時間は案件にもよりますが午後５時を想定しています。会場は、本日と同じく中棟５階、第３・４委員会室の予定です。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、以上で令和８年度第１回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了します。本日は少し長引いてしまって申し訳ありませんでしたが、御協力いただきありがとうございました。